

第3回意見交換会

平成27年10月29日（19：00～20：30）

1. 意見交換会開始

それでは、意見交換会の進行は、障害者支援課長の坂下が務めさせていただきます。皆様方のご協力で円滑に意見交換会を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、前回の意見交換会で提示しました条例案骨子に基づき障害者支援課内で検討しています条例案の試案について、また条例に係る施策について説明し、皆様方のご意見をお聞きしたいと思います。

2. 各条例案試案の説明

各条例案試案の説明をします。

まず、手話言語条例案の試案ですが、ほぼ前回の条例案骨子の内容を踏まえていますが、手話施策推進会議については、附属機関ではなく、意見交換を主な内容としていますので、条例に規定するのではなく、第6条に基づく「施策の推進方針」の中で規定したいと思っております。

裏面の施策の推進方針(案)をご覧ください。その第3項で「推進会議の設置」として定めたいと考えています。

次にコミュニケーション支援条例の試案ですが、検討した結果、障害者差別解消に係る条例案と合わせて制定することといたしました。

このことは、前回の意見交換会でも説明していますが、障害のある人のコミュニケーションを支援することは、障害者差別解消法に規定された障害に係る社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮として重要なものであり、一体的な条例として制定した方がその目的が明確になると考えられるためです。

試案の内容ですが、題名を「障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例」としています。

第1条の条例の目的は、障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい社会の実現に寄与することと定めています。

第2条の用語の定義では、第1項の障害の定義、第2項から第3項にかけての障害者差別解消推進に係る用語の定義、そして前回のコミュニケーション支援条例の骨子案の内容を第4項、第5項として規定しています。

第3条の基本理念は、第1項から第4項までは障害者差別解消法にかかる内容規定で、第5項から第6項で障害のある人のコミュニケーションを支援するに際しての基本姿勢、障害別の配慮の必要性を規定しています。

第4条の市の責務では、第2項に障害のある人のコミュニケーションを支援するための施策についての規定をおいております。

第6条から第11条は、障害を理由とする差別の解消を後押しするために必要な措置を規定しています。

第6条は、差別事案の相談に係る規定をおき、第7条に差別事案の解消の推進を後押しするための助言又はあっせんを市に申し立てることができることを規定しています。

第8条は、申し立てに対する市の調査、第9条は、調査に基づく市の助言又はあっせんに関する規定を置き、それを担保するための勧告・公表・意見聴取の規定を第10条、第11条、第12条に置いています。

最後に、和歌山市障害者差別解消支援地域協議会の規定を第13条に置いています。

障害者差別解消支援地域協議会は、障害者差別解消法で地方自治体に設置することができるものとされていますが、この協議会では、障害を理由とする差別の解消の推進に係る事項について調査審議することに加え、本市では、差別事案に対して助言又はあっせんする場合の意見の諮問を行うことを考えています。そして、障害のある人のコミュニケーション支援に関する施策の実施状況についての検討も行っていきたいと考えています。

以上、各条例案草案の説明をいたしました。

3. 条例に係る施策の説明

次に条例に基づく施策の検討結果について説明いたします。

これらの施策は、予算措置を伴うものであるため、現状では障害者支援課段階の検討案としてご理解いただきたいと思います。

まず、手話言語関係ですが、手話に関する啓発活動として、職員や市民対象の研修会を実施したいと思います。内容としては、職員向けには、新規採用職員の研修、市民向けの出前講座の実施、学校の児童生徒に対する教育パワーアップ講座への取り組みを予定しており、この研修会の講師としては障害のある当事者の方も講師として入っていただければと考えています。

また、会議としては手話言語に関する施策の推進状況に係る意見交換会を行います。

次に、障害のある人のコミュニケーション支援に関する施策ですが、共通するものとしては、啓発活動として、手話と同様の広報啓発事業を行いたいと考えています。また、障害ごとのコミュニケーションのポイントなどを説明したパンフレットを作り、配布したいと考えています。会議としてはコミュニケーション支援に関する施策の推進状況に係る意見交換会を行います。

次に障害ごとの施策ですが、

まず、視覚障害に対して、現在、市で点訳、音訳それぞれのボランティア講座を実施していますが、それらを障害者総合支援法に基づく、奉仕員養成研修として実施したいと思います。

また、職員を点訳奉仕員養成研修に派遣し、職員の中で点訳者の養成も図っていききたいと思います。

さらに、障害者支援課で配布している福祉のしおりの音声化や、ホームページの音声読み上げも検討していききたいと思います。

聴覚障害に対して、現在の手話ボランティア講座を手話奉仕員養成研修として実施していききたいと思います。

また、現在和歌山県と共同開催している手話通訳者養成研修事業、要約筆記者養成研修事業を継続実施し、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を充実していききたいと思います。

盲ろうに対する施策は、現在の通訳者・介助員の養成研修の拡充や派遣事業の継続実施を行っていききたいと思います。

肢体不自由に対しては、携帯用会話補助装置等のコミュニケーションを支援する機器等の普及を図っていききたいと思います。

知的障害・発達障害に対して、コミュニケーションボード等の作成を考えています。

精神障害に対しては、啓発用のパンフレットの作成、市民講座の開催等により啓発活動を強化していききたいと思います。

以上、条例にかかる施策の説明を行いました。それぞれの施策を推進するにあたっては、それぞれの障害の課題を適切にとらえたものとするのが何より重要なことと考えていますので、皆様方のご意見をよろしくお願いします。

宮本：パンフレットの作成とあるが、差別解消法に基づく事例集は作らないのか。国でも作成されていると思うが、それを流用するのか、方向性を教えていただきたい。

坂下：職員対応要領の中で、8月から9月にかけて市のホームページで収集した内容についても、具体的な合理的配慮の対応例や不適切な例などを盛り込むことができたかと考えています。

南方：【共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例】第3条第3項「障害のある人に対しては必要かつ合理的な配慮が行われなければならない。」もっともであると思います。

第5項「文字表示」とあるが、要約筆記、パソコン筆記もここに含んでますよね。

坂下：はい、含んでおります。

南方：「障害に応じたコミュニケーション手段を支援することは、障害者差別解消法第5条の規定に基づく必要かつ合理的な配慮の提供に係る権利」とあるが、合理的な配慮として要約筆記、パソコン要約は必ずどの場面であってもつけるという保障をして欲しい。「保障されなければならない」とあるのだから、我々が申し出なければつかない

ということがないように保障して欲しい。

第4条第2項(3)「市民がコミュニケーション手段を選択することが容易にでき、かつ、コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備のための施策」とあるが、例えば我々は電話ができないので、海南市の福祉課とはFAXやメールでやり取りをしている。海南市では直接メールでコミュニケーションが取れているが、和歌山市はそれがない。また、海南市の福祉課のデスクには、磁気ループの写真などが置いてあって、それで話ができる。和歌山市もこういったものを置いて欲しい。

坂下：一点目の合理的な配慮の提供に関してですが、9月のはじめに庁内会議を行い、来年度にむけて、各所属の中で行う事業に関してはコミュニケーションに係る配慮を願うと伝えました。現在各所属で検討してもらっています。障害者差別解消法の中で、合理的な配慮の提供は行政では義務とされているので、権利として保障されなければならないと考えています。

連絡の手段についてですが、連絡網についても整備していきたい。必要な機器についても整備を進めていきたいと思います。

畠中：【手話言語条例】には「事業者の役割」とあるが、【共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例】には「市民の役割」となっている。以前見たものはどちらも同じような形になっていたが、そのあたりの違いが出てきたのはどうしてか。

また、施策一覧表について、以前から視覚障害者協会では、市が発する書類をすべて点字など視覚障害者に分かるようにして欲しいとお願いしてきました。ここには一部福祉のしおりなど書かれています。極々一部のものであって、和歌山市から発する書類はこれだけではないはず。行政の手続きやお知らせなどについては、点字、もしくは視覚障害者が読み取れる方法で提供していただきたい。

坂下：事業者の役割の規定に関しては、課内でも検討しました。他の自治体の条例も参考にしていますが、差別解消法の中で事業者は合理的配慮の提供が努力義務になっているので、市町村レベルの条例では規定しにくいかと考えました。可能な限りこちらでも再度検討していきたいと思います。

畠中：市民と事業者を市民にした理由をもう一度教えてもらえますか。

坂下：事業者の役割については、障害者差別解消法の中で合理的配慮の提供が努力義務となっているので、どこまで市町村のレベルで規定できるかという議論がありました。ただ、やはり載せるべきという意見もあるので、市民という大きなくくりではなく事業者の役割についてもどのくらい盛り込めるか再度検討します。

畠中：【手話言語条例】にはあるのだから、そろえる格好にして欲しい。

坂下：文書の発送については、施策一覧に提示している以外に、点字プリンターを庁内で共同利用できる仕組みを作りたいと考えています。

畠中：例えば健康保険証に添付される書類も点字化されておらず、お願いして音声で作ってもらった。水道や固定資産税の関係もやっていただいているが、市が発する書類はできる限りすべてお願いしたい。今回の条例制定でずいぶん期待していたが、施策の内容は、単に一部の事例かもしれないが、あまりにも少なく、期待していいのか。それ

とも現状とあまり変わらないのか。

坂下：庁内での取り組みは先程も説明したとおり、庁内会議で各所属において事務事業の合理的配慮の検討をお願いしている。その中で文書の点字化などについても取り組んでもらうよう伝えています。所属の中には不慣れなところもあるだろうが、障害者支援課から指導していきたい。

畠中：視覚障害者福祉協会へご相談いただけたらと思います。点訳ボランティアや朗読ボランティアについても予算的措置を講じてかなり強化されると解釈して良いのか。

坂下：来年度につきましては、今までボランティア講座という市民講座的な形でやっていたところから、障害者総合支援法の地域生活支援事業として奉仕員という形にリニューアル。その中で各団体さんとも話し合いながら充実させていきたいと考えています。

畠中：常置場所など、ボランティアの活動に対して財政的な面でも支援をよろしく願います。

坂下：条例制定にあたって、各団体の方々に意見を伺っています。今後とも意見を伺いながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

岩橋：どちらの条例にしても、市職員、市民に対する研修とある。市役所へ知的障害の子たちが行くこともあると思うので、本当にお願ひしたいが、今懸念しているのは今年の7月に改正された和歌山県安全・安心まちづくり条例。その中の県民の努力義務として「街で怪しい人を見つけたらすぐ警察に通報しなさい。」という内容。知的障害の方たちが街で歩いていて、怪しい人なのでは、と通報されないか心配している。今回の研修は、市の条例なので当然職員対象になっていると思うのだが、市だけでなく、警察や司法関係の人への研修会もできたら願ひしたい。

コミュニケーションボード作成についてはよろしく願ひします。精神にもパンフレットの作成、市民講座の開催とある。なかなか市民の方に理解されていない部分があると思うので別に書かれていると思いますが、知的障害も同じことなのでかぶせて一緒にやっていただけたらと思います。

坂下：障害の正しい理解についての啓発について、市としてまずは職員への研修が欠かせざるものと考えています。市民対象として出前講座もあるが、今まで制度の説明しかしていなかったもので、正しい理解やコミュニケーション支援についても行っていきたい。障害当事者の方々とも一緒にやっていけたらと考えています。

精神保健福祉については保健対策課ですとやっていますが、保健所は精神障害についてかなり活発にやっています。障害者支援課も保健所と連携しながら効果的な研修を行っていききたいと思ひます。

岩橋：来年度以降でも良いので、警察、司法関係者への積極的な投げかけも検討して欲しい。

坂下：十分検討していきたいと思ひます。

楠本：【手話言語条例】には推進会議の設置とあるが、【共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例】にはないのか。読み落としていたらすみません。

坂下：第13条第3項(3)で検討することを提案しております。

楠本：地域協議会というのは、「和歌山市障害者差別解消支援地域協議会の設置方針(案)

を参考にしたらよろしいですか。

坂下：はい。

楠本：団体というのは、ここに出席している団体がすべて含まれるということですか、それとも当事者として障害者団体のみということでしょうか。

坂下：設置方針につきましては、附属機関としての構成を考えています。実際運営の中でコミュニケーション支援に関する意見をお聞きする場合は、別に集まっていたかどうかとも考えており、柔軟な運営を行っていきます。障害者団体に限ったことではありません。

楠本：【手話言語条例】と同じように何らかの形で明文化していただくことは不可能でしょうか。

坂下：まだどのような運営をしていくかという詳細は決まっていますので、実施要項で中身をつめていきたいと考えています。当然障害者のコミュニケーションについて意見を伺う場合は、広くこのような形での会も必要と考えています。

楠本：できましたら明文化していただけたらありがたいです。

施策一覧表の啓発に共通とありますが、すべての障害に共通する施策ということで考えてよろしいのでしょうか。

坂下：そのように捉えてください。

楠本：聴覚障害の施策として要約筆記者派遣事業の拡充とありますが、これと同時に職員、市民対象の研修等も実施していただけるということですか。

坂下：はい。

武内：施策一覧表のコミュニケーションボードに関してですが、色々な場所で作成されています。全国の知的の特別支援学校長会で作成したラミネート加工されたもの、NPO 法人からも色々なボードが作られています。4、5年前に県の障害福祉課がラミネート加工をして作成し、たくさん配布されたのですが、実際利用する方の立場から考えると種類であった方が使いやすいんです。当事者の方が持ち歩いているケースもありますが、このボードを使ってコミュニケーションを取るということを想定したときに、コンビニエンスストアへ行って、買い物やお釣りのやり取りをするには、やはり使い慣れたものが有効です。なので、和歌山市が新たに作成するのではなく、県の様式を活用して、いかにそのボードを普及、啓発させるか、ということの方が大きなポイントであると思います。前回県が作成したときも特定のコンビニと連携して配布し、活用するよう謳っていたのですが、もうひとつ功を奏していない現状があると思います。福祉や教育、当事者、団体がもっと連携して、和歌山はこの種類のボードを利用していく体制を作るということに取り組んでいただけたらと思います。警察へ行って道を尋ねる、落とし物をした、助けて欲しいなどの絵も描かれているので、警察や病院関係の方へ行政機関から普及、配布していただき、和歌山市はどこへ行ってもコミュニケーションボードを使っていける体制を整備していただければ非常に有用かと思う。

もうひとつ、自閉症の方にとって、色々な目印を理解することが有用であると思いま

す。例えばトイレのマーク、ピクトグラムと言いますが、男性は青で、女性はスカートで、など図案化したものが市内各所にたくさんありますが、様式が統一されていないんです。自閉症の方にとっては、様式が統一されているか、されていないかで、理解できるかできないかが、かなり違ってくるケースもあるので、行政が和歌山市のピクトグラムはこれに統一しようだとか、取り組んでいければ非常に有用であると思いますので、どうぞご検討よろしくをお願いします。

坂下：コミュニケーションボードにつきましては、県のものを利用する予定。活用の仕方に関しては、また検討していかなければならないと思いますので、関係機関の皆さんのお知恵をお借りして、連携していきたいと思います。

南方：施策一覧表の中にある手話研修というのは、現在市の職員に対してやっていないのか。

坂下：現在、一部新規採用職員に対しては手話の研修を行っているが、それぞれの障害に関してはできていない。来年度からは手話だけでなく、障害者に対するコミュニケーション支援や、個々の正しい理解啓発も含めて取り組んでいこうと考えています。

南方：前に県の福祉課へ行き、中途失聴者について職員は知っているのかと聞きました。手話はだいたい知っているが、研修でやっているのか聞くと、入ったときに研修しているということでした。中途失聴者とは、喋れるが聞こえない、その人のために要約筆記者がいてコミュニケーションが取れる、というようなことも市役所は研修しているのでしょうか。

坂下：現状においては取り組めていない状況です。この10月に3回にわたって人権関係の課の職員100人程度には、障害者差別解消法について研修として話をさせていただきました。その中では聴覚障害の方の中には手話だけでなく、要約筆記の必要性も伝えてあります。今後、職員対応要領作成の中で、具体的な合理的配慮の例なども含めて規定していきたいと考えています。その対応要領については全職員に衆知してもらうことにも取り組んでいきたいと思います。

南方：施策一覧表の中で「要約筆記者養成研修事業の委託」とあり、今は県のみやっているが、市も取り組むということか。

坂下：要約筆記者養成研修は現在市が主体で、県の事業に相乗りして実施中。それでは不十分なところもあります。団体の方からは紀南での開催を要望されていることも聞いていますので、今後県とも相談していきたい。来年度は難しいが、拡充の方向で検討していきます。

南方：要約筆記者派遣事業の拡充について、今まで派遣を要請しても、これはだめと言われたことが多かった。県外ならばその県でしなさいと言われる。道中では要約筆記をつけることはできない。行く途中で何かあったときに困る。そういうことも含めて拡充の内容に入れて欲しい。

坂下：個人派遣が少ない状況。その課題についても協議させていただきたい。要約筆記者の養成という問題もあります。個人派遣をどう増やしていくか、そして今後市の事業の中で要約筆記者をつけて情報保障をするということも含めて拡充ということで検討していきたい。

南方：個人派遣はとても難しい。守秘義務があるのは分かるが、事情や内容を知られるのは抵抗もある。病院や警察、そういうところに要約筆記を置いて欲しい。現在の要約筆記記者が行ったとしても、なかなか専門的なところは分からない。看護師が資格を取ってもらえたらありがたい。個人派遣が頼みにくいにはこういう理由もある。

坂下：中途失聴の団体、要約筆記の団体とこれからも協議していきたい。

宮本：施策一覧の中に、弱視関係で、見やすい文字への工夫なども入れて欲しい。

坂下：庁内の取り組みもありますので、その点についても盛り込んでいきたいと思います。

島田：施策一覧表は主にソフト面の中身だと思うが、ハード面として和歌山市内で安心して暮らしやすい、移動しやすいというような設備についてはどのようにお考えですか。ここに載せてあるのは、人がいて、誰かに情報を提供してもらおうという形だが、自ら情報を得られるような、例えば電車が止まって何が起こっているか分からない時に、文字情報が流れれば自ら情報を得ることができます。市役所の前などでも、視覚的に情報が得られる設備を考えているのか、車椅子の方のスロープ、点字ブロックなど。ハード面についてはどのように考えているのか。

坂下：ハード面についてはバリアフリー法や福祉のまちづくり条例の中で、建築関係の中で取り組んでいるところです。災害時の情報伝達については、消防局で登録していただいたらメールで現在の情報を知らせるシステムはできていますが、そのあたりも差別解消法の合理的配慮の提供の中で、必要な情報をきちんと伝えるということが必要になるので、どのような内容でできるかということも含めて検討していきたいと思います。

島田：縦ではされていますが、横でももっとネットワークを強めていただければ、より良くなると思います。様々な働きかけを行っていただきたい。

坂下：条例で設置予定の地域協議会もそういう役割があるかと思いますので、関係機関との連携を深めていければと思います。

畠中：施策一覧表の中身は、条例ができ、協議会が発足してそこで話し合っていくことになるとは思いますが、当初のプランに入っていたほうが良いと思うので言わせていただきます。給付か派遣か分からないが、移動支援について、単に手引きしてもらって歩くだけでなく、周りの状況を伝えてもらったり、代筆をしてもらったり、そういうことも含めて支援されるようになったが、なかなかそういう支援をしてくれる人も少なく難渋している。色々な拡充とあるので、視覚障害者に対する同行支援での拡充という一言も設けていただけたらと思います。ガイドヘルパーでなく、同行援護、情報提供も含めた形です。

坂下：同行援護従事者の資質向上ということでしょうか。

畠中：それもそうですが、字を書いたり、という機会がどこへ行ってもあります。そういうニーズもあるということで、それも含めて同行援護の拡充をお願いしたい。今まで視覚障害者の援護というと、手を引いて目的地に連れて行って、ということでしたが、そうではなく字の読み書きや、会議で資料を見たりだとか、そういうことを含めて同行援護になった。そういうニーズが増えてくることになれば、今までの派遣では足り

なくなってくるので、同じように視覚障害者に対する拡充という一項を入れていただきたい。

坂下：同行援護を含めて市の課題として捉えておりますので、また検討していきたいと思えます。

平岡：【共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例】やはり事業者が書かれていないのが大きな違和感。市と市民が同列に扱われているのも大きな違和感。市と市民ではレベルが違うような気がする。普通は市、事業者、市民であると思う。第5条の市民の責務の文末が「努めるものとする」となっているのは違和感はないが、第3条では市も市民も「するものとする」「しなければならない」などきついように感じます。そういう面では【手話言語条例】の方が普通。第3条で市民に対しても「しなければならない」で良いのか。

第6条以降も自分的には引っ付けたような感覚。特に第13条が細かすぎる気がします。第15条に別に定めるとあるので、第13条で書くべきことは書き、細かい内容は別に述べれば良いのでは、と思いました。条例の題名で「障害のある人もない人も共に安心して暮らしやすい和歌山市づくり条例」の内容が、「障害のある人もない人と」という感じを持ちました。「ある人もない人も」と書くのならばない人に関して書かなければならないように思います。文字の表現なのでこれからも内容は考えていかれると思いますが。

坂下：条例の書きぶりについて第3条は基本理念について書いていますので、差別解消法については行政機関も事業者も差別をしてはならないということでこういう書きぶりになっていますが、全体のバランスなどはこれからも検討していきます。附属機関の規定を書いている件については、和歌山市の条例制定にあたってはきちんと書くよう担当課から指摘もあり、こういう形になっています。

藤原：啓発用パンフレットについて。共通、精神とあるが、共通の部分は障害者差別解消法を中心としたものだと思うが、精神はこれに特化したものなのか。いずれにせよパンフレットができあがったらどう活用するのか。どういったところへ配布をするのか。我々の自閉症、発達障害の啓発用パンフレットも独自で作成しているので、活用していただけたらと思う。

坂下：パンフレットについては、共通と精神で分かれているが、実際作成する際には保健対策課とも相談して共同作成も検討中。利用方法については、研修会で使うことはもちろん、庁内配布、関係機関、団体に広く配布していきたい。基本としては障害に対する正しい理解、コミュニケーションの取り方などを中心に、具体的に分かりやすいものを作りたいと思っています。

藤原：できれば公共施設、県庁、市役所、病院など人が多く出入りする場所、一般的に目に付きやすいところに掲示するという事も検討していただけたら。

坂下：その形で検討していきたい。

南方：福祉課にお礼を申し上げたい。難聴者は常に携帯しており、コミュニケーションを取る際に非常に有益に使っている携帯用ホワイトボードを購入していただいた。大いに

活用して欲しい。

余談ですがこの6月にイギリスに行ってタクシーに乗った。降りるときにドアを見たら「磁気ループ」と書いてあり、「使いたいときはこのボタンを押してください」とあった。タクシーにまで磁気ループがついていることに感心しました。

坂下：携帯用ホワイトボードについては、中途失聴難聴者協会の方とお話したときに大変良いものだと思います。できることはすぐに取り組みたいと考え購入させていただきました。十分利用させていただきます。

楠本：「要約筆記者」と資料に掲載されているが、現状和歌山では「要約筆記奉仕員」で、要約筆記者というのはまだないですね。非常に落ち着かないといえますか、どういう風に考えたら良いのか、と思ひまして。今後「要約筆記者」として我々活動していくのか。要約筆記をするということには全く変わりないのですが、立場上の問題で、手話は手話通訳士、手話通訳者、手話通訳奉仕員ときちんとなっていますが、要約筆記は今過渡期で宙ぶらりんな状態なんで。

坂下：基本的には充実という形でやっていきたいが、現状を踏まえた形での認識でご理解いただけたらと思います。コミュニケーション支援にとって要約筆記は重要になってくるという意味で、要約筆記者として拡充と書かせていただきました。私の認識不足もあるかと思いますが、現状奉仕員ということであれば、現状を踏まえてより充実した方向を目指したいというのが市の姿勢であるをご理解ください。

楠本：今後現在の要約筆記奉仕員を、要約筆記者として引き上げていくという形になるのでしょうか。講座は一応要約筆記者養成講座となっていますが、現在要するに区分になったら奉仕員のままなんです。なので、要約筆記者派遣事業となると、細かいですが、和歌山に要約筆記者はいないじゃないか、と言われることも出てくる。その辺をどう考えたら良いのかと思ひました。

坂下：この点については現状を踏まえた表現をしたいと考えています。ただ施策としては要約筆記の充実を図っていきたいということでご理解いただきたいと思います。

平岡：第3条の基本理念なのでこのように書いたということでしたが、ということはもう大きくは触らないということでしょうか。というのも、第1項はこれで良いと思うのですが、第4項や第6項は市と市民を同列に並べるのか、と思います。合理的な配慮も市のような行政機関がしなければいけないことと、個々人が対応するレベルと、違うと思うんです。同列に並んでいるのはどうも違和感を感じる。個々人まで手話ができるようにならなければならない、要約筆記ができるようにならなければならない、そう要求しているような感じがする。

坂下：その点につきましては、全体の書きぶりも含めて検討していきたい。

畠中：第3条のことについて最初に発言したのは私です。市や行政については義務、業者や市民については努力ですね。同列に並べるのはおかしいのでは、と思います。義務と努力は大いに違いますから。

坂下：はい、その点につきましては十分再検討させていただきます。